

○ 公立小浜病院組合 短期入所療養介護事業（介護予防短期入所療養介護事業）
介護老人保健施設「アクール若狭」運営規程

（事業所の目的）

第1条 公立小浜病院組合が、介護保険法に規定する介護保険施設として設置運営する介護老人保健施設「アクール若狭」（以下「事業所」）が行う短期入所療養介護事業（介護予防短期入所療養介護事業を含め以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員ならび管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士または作業療法士、言語聴覚士、支援相談員、介護職員および看護職員等の職員が入所者に対し、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上および入所者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るために適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、要介護状態にある入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努める。

2. 事業所の職員は入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、他の介護保険事業所および居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスを心をこめて提供する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	公立小浜病院組合 介護老人保健施設 アクール若狭
所在地	福井県小浜市大手町2番2号

（職員の職種および員数）

第4条 事業所の職員の職種および員数は、次のとおりとする。ただし、法令の規定により本体施設である介護老人保健施設に準ずる。

①	施設長（管理者）	1名	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
②	医師	常勤換算1名以上	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
③	薬剤師	1名	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
④	総看護師長	1名	
⑤	看護師長	1名	
⑥	看護職員	8名以上	
⑦	介護職員	35名以上	

⑧	理学療法士	3名以上	
	作業療法士	1名以上	
	言語聴覚士	1名以上	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
⑨	介護支援専門員	1名以上	
⑩	支援相談員	3名以上	
⑪	管理栄養士	1名以上	
⑫	事務長	1名	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
⑬	事務職員	1名以上	ただし 杉田玄白記念公立小浜病院 兼務
⑭	その他職員	1名以上	

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 施設長は、業務全般を掌握し、職員を監督し、運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- ② 医師は、入所者の健康管理、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画を含め以下「短期入所療養介護計画等」という）に基づき療養上の指導を行う。
- ③ 薬剤師は、医師の指示を受けて、入所者への調剤、投薬を行う。
- ④ 総看護師長は、看護職員、介護職員の業務を統括する。
- ⑤ 看護師長は総看護師長を補佐する。
- ⑥ 看護職員は、入所者の健康状態を的確に把握し、診療補助と短期入所療養介護計画等に基づき療養上の看護等を行う。
- ⑦ 介護職員は、心身の状況等を的確に把握し、短期入所療養介護計画等に基づき適切な介護等を行う。
- ⑧ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため短期入所療養介護計画等に基づき適切なリハビリテーションを行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、入所者の心身の状況等を的確に把握し、他職種と共同して短期入所療養介護計画等を作成する。さらに、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者を含め以下「居宅介護支援事業者等」という）との密接な連携をとる。
- ⑩ 支援相談員は、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、入所者およびその家族に対して相談援助を行う。
- ⑪ 管理栄養士は、入所者の身体の状況等を勘案し、短期入所療養介護計画等に基づき栄養および嗜好に対して適切な食事管理および指導を行う。
- ⑫ 事務長は、事務全般を掌握し、資産を管理する。
- ⑬ 事務職員は、経理、労務、物品購入の事務を行い、備品および諸帳簿を管理する。
- ⑭ その他職員は、所属長の指示を受けて、業務を行う。

(入所の定員)

第6条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、空床利用（利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数100名より入所者数を差し引いた数）とする。

(入所の手続き等)

第7条 事業所は、短期入所療養介護サービス（介護予防短期入所療養介護サービスを含め以下「短期入所療養介護サービス等」という）の提供の開始に際し、あらかじめ入所希望者およびその家族に対して「重要事項説明書」を交付し説明を行い、同意を得る。

2. 「短期入所療養介護利用契約」を交わし、事業所と入所者各自が1通ずつ保有する。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 事業所の通常の実施地域は、小浜市とする。ただし、特別に必要な場合はこの限りではない。

(利用料金およびその他の費用)

第9条 短期入所療養介護サービス等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所療養介護サービス等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した短期入所療養介護サービス等費の1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに準じた割合）とする。

2. 前項のほか、別表に掲げる費用の支払いを入所者から利用料として徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、事業所は入所者または家族に対して事前に「重要事項説明書」を交付して説明し、同意を得る。
4. 事業所は、請求書を本人またはその家族に送付し、支払いは指定期日までに現金または銀行振込等で受ける。

(短期入所療養介護計画等の作成・変更)

第10条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される入所者については、入所者の心身の状況、病状および希望ならびにその置かれている環境ならびに医師の診療方針に基づき、短期入所療養介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービス提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を盛り込んだ短期入所療養介護計画等を作成する。

2. 事業所は、短期入所療養介護計画等を作成する場合には、それぞれの入所者に応じた短期入所療養介護計画等を作成し、入所者またはその家族に対し、その内容等について説明を行い、同意を得て交付する。
3. 短期入所療養介護計画等を作成するに当たっては、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(サービスの内容)

第11条 事業所は、入所者の心身の状況および病状もしくはその家族の疾病・冠婚葬祭・出張等の理由に

より、または入所者の家族の身体的、精神的な負担の軽減等を図るために一時的に入所して看護、医学的な管理の下における介護および機能訓練、その他の必要な医療等を受ける必要がある者を対象に短期入所療養介護サービスを提供する。

2. 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。
3. 事業所は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
4. 事業所のサービスの内容は次のとおりとする。
 - ① 診療
常に医学の立場を堅持して、心身の状況および環境にも十分配慮して行う。また病状に照らして検査、投薬、注射、処置等を適切に行う。
 - ② 機能訓練
心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、理学療法その他のリハビリテーションを計画的に行う。
 - ③ 看護、医学的管理の下における介護
自立支援と日常生活の向上に資するよう、病状と心身の状況に応じて介護を行う。入浴または清拭は、少なくとも週2回は行い、寝たきり等により座位のとれない入所者には、特別浴（機械浴）を行う。また、おむつを使用せざるを得ない入所者には、適切に取替えを行う他、寝たきり状態の入所者には褥瘡防止のための適切な介護を行う。
 - ④ 食事
管理栄養士の立てる献立表により、入所者の身体状況に配慮した適時適温の食事を提供する。できるだけ離床して食事を行うように介護する。
 - ⑤ 相談および援助
誠意を持って相談に応じ可能な限り必要な援助を行う。
 - ⑥ レクリエーション
季節に応じた行事や余暇活動として適宜レクリエーションを行う。
 - ⑦ その他
家族介護教室を定期的に行い、地域との交流や、保健、医療、福祉等について情報の提供に努める。

(利用の際の留意事項)

第12条 利用者は、事業所から介護サービスの提供を受ける際、次の事項について留意する。

- ① 面会時間は、午前9時から午後7時までとする。面会の際には、面会簿に記入する。
- ② 外出をする場合は、事前に申し出る。
- ③ 喫煙は、決められた場所で行う。
- ④ 洗濯は原則として本人または家族が行う。
- ⑤ 高価な金品は持ち込まない。
- ⑥ 事業所の備品等を破損しない。
- ⑦ 事業所内で宗教活動や政治活動は行わない。

- ⑧ 事業所内にペットは持ち込まない。
- ⑨ その他、事業所長が管理運営上支障をきたすと認めることは行わない。

(勤務の体制)

- 第13条 事業所は、入所者に対し、適切な介護サービスを提供するため職員の勤務体制を定める。
- 2. 事業所長は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 職種別研修 随時
 - ③ 全職員研修 随時

(非常災害時の対策)

- 第14条 事業所は、防災対策について人命の尊重を配慮した具体的対策を定める。
- 2. 事業所は、避難訓練や初期消火訓練を含む防災訓練を年2回以上実施する。

(衛生管理)

- 第15条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、必要な措置を講じるとともに、医薬品や医療用具の管理を適正に行う。
- 2. 事業所は、事業所内において感染症および食中毒が発生、または蔓延しないように適切な措置を講じる。
 - ① 感染症等の予防、対策等を検討する委員会を定期的に開催し、その結果等について職員に周知徹底を図るとともに研修等を定期的に実施する。
 - ② 感染症等を予防するための指針を整備し、適切な手順、対応等の対応を行う。

(介護事故発生時の対応)

- 第16条 事業所は、事業所内において介護事故発生の防止のために適切な措置を講じる。
- ① 介護事故が発生した場合および事故に至る危険性がある場合等の報告事例を基に、検討を行う委員会を設置し事故の再発防止または予防の対策を職員に周知徹底を図るとともに研修等を実施する。
 - ② 介護事故発生の防止のための体制および指針を整備し、適切な手順、対応を行う。
- 2. 事業所は、事業所内において介護事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族および介護保険者ならびに関係各機関に連絡し、記録するとともに、必要に応じて誠意をもって損害賠償を行う。(ただし、天災地災等不可抗力による場合や利用者に重過失がある場合は除く。)
 - 3. 事業所は、事故発生対策に係る処置を適切に実施するため、安全管理室を設置し、リスクマネージャーを専任の担当者とする。

(褥瘡対策)

- 第17条 事業所は褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するために褥瘡予防委員会を設置して、体制を整備し褥瘡対策に関する職員教育を実施する。

(身体拘束の廃止)

第18条 事業所は、入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対して隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限しない。

2. 事業所は、前項の緊急やむを得ない場合の要件に該当するか十分に検討した上で要件を満たし該当すると判断し身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の期間等を入所者またはその家族等に詳細に説明し同意を得る。
3. 事業所は、前項の身体拘束を行った場合でも、常に観察、再検討し緊急やむを得ない場合に該当しないと判断した場合には、直ちにこれを解除する。
4. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その理由、態様及び時間、その際の心身の状況等を記録する。

(高齢者虐待防止のための措置)

第19条 事業所は、虐待が起こらないよう虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置して、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し虐待のない施設環境づくりに努め、虐待防止にかかる研修を年2回以上実施する。

2. 事業所は、虐待の防止のための体制および指針を整備し、適切な手順、対応を行う。
3. 事業所は、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、委員会委員長を専任の担当者とする。

(協力病院)

第20条 事業所は、入所者の病状の急変等に備えるため、および歯科診療を必要とする入所者のために、協力病院として、杉田玄白記念公立小浜病院を定める。

(秘密保持)

第21条 事業所の職員または事業所を退職した職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに事業所は、事業所を退職した職員が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第22条 事業所および職員は、居宅介護支援事業者等またはその職員に対し、当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所および職員は、居宅介護支援事業者等またはその職員から、当該事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第23条 事業所は、短期入所療養介護サービス等に関する入所者およびその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する。

2. 事業所は、提供した短期入所療養介護サービス等に関し、法令の規定により市町が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、または当該市町職員からの質問若しくは照会に応じ、入所

者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従い必要な改善を行い、改善内容を当該市町に報告する。

3. 事業所は、提供した短期入所療養介護サービス等に関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法令の規定する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従い必要な改善を行う。また、市町からの求めがあった場合、当該改善内容について報告する。

(記録の整備)

第24条 事業所は、職員、事業所および構造設備ならびに会計に関する記録を整備する。

2. 事業所は、入所者に対する短期入所療養介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。

(その他の運営に関する事項)

第25条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公立小浜病院組合長と施設長が協議して定める。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。